

## 中津川市立図書館資料の除籍及び廃棄のための基準

(趣旨)

第1条 この基準は、中津川市立図書館が所蔵する図書資料その他の資料を除籍及び廃棄するために必要な事項を定める。

(基準)

第2条 中津川市立図書館資料管理運用要綱（平成24年7月20日決裁）第8条の規定により、図書資料の除籍及び廃棄の対象となる基準は、次のとおりとする。

- (1) 汚損又は破損が甚だしく、使用に耐えないもの。
- (2) 資料としての価値を失った次に掲げるもの。
  - ア、 社会事情の変化によって資料価値の乏しくなったもの。
  - イ、 一般書は受入から10年以上、その他実用書は3年以上のもの。
  - ウ、 児童書は受入からおおむね5年以上のもの。
  - エ、 複本は、1冊を残して除籍する。
- (3) 利用者が不時の事故、災害、盗難等により、亡失したもの。
- (4) 利用者の転出先等が不明で回収が不可能と認められるもの。
- (5) 蔵書点検において、2年以上所在不明で調査してもわからないもの。
- (6) 保存期間を経過した逐次刊行物。

(対象外の資料)

第3条 貴重な資料（地域資料を含む。）や寄託資料は、原則として除籍及び廃棄の対象としない。

(手続き)

第4条 除籍及び廃棄の事務手続きは、原則として毎年度1回行う。この場合において、除籍資料一覧を作成し、館長の決裁を受けるものとする。

附 則

この基準は、平成24年7月21日から施行する。